

五監公告第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成31年3月1日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

市民課（地域振興課の市民課に属する業務を含む）

3. 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成31年1月30日～平成31年2月21日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

各種委託契約事務や住民基本台帳等の事務処理において、記載内容の不備や整合性のとれていない事例が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

国民健康保険における年度比較では、被保険者数は減少する一方、一人当たり療養給付費は増加している。人口減少や景気の好況等、社会的要因も大きいと思われるが、今後も厳しい財政運営が予測される場所である。

医療費の抑制につなげるため、関係課や関係団体等との一層の連携を図るとともに、特定健康診査等のさらなる受診率の向上を目指し、国保財政の健全化に努められたい。